

2010年度大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会

要望書

大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会
中央執行委員会委員長 根岸 信太郎

はじめに

この要望書は、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会（以下、学生自治会）が実施したアンケートなどに寄せられた、大阪府立大学（以下、本学）の学生が大学生活の中で抱いている要望をまとめたものです。

現在、本学は「高いレベルでの研究・教育を通じて、社会に貢献し、府民に愛され、信頼され、高く評価される大学」を目標に、大学改革を進めようとしています。その中で、本学は学生の意見をあまり積極的に取り入れようとしていないように見受けられます。しかしながら、研究・教育の主体となるのは本学の学生に他なりません。教職員の要望や意見だけでなく、大学の重要な構成員である学生が日頃から抱いている要望や意見も大学運営に取り入れることで、真に「高く評価される大学」という目的が達成されるものであると学生自治会は考えます。

本学をさらに素晴らしいものにしていくためにも、学生の要望、意見であるこの要望書を本学が真摯に受け止め、前向きに大学運営に取り入れることを切に願います。

< 要望項目一覧 >

I	学費及び授業料減免制度に関する要望	項目番号	1～3	P. 2～3
II	施設及び設備に関する要望		4～6	P. 4～6
III	講義及び履修に関する要望		7～8	P. 6～7
IV	情報公開及び大学運営に関する要望		9～10	P. 8

I. 学費及び授業料減免制度に関する要望

1. 現在の学費を維持すること [資料①②]

現在本学は授業料を年間53万5800円に設定しており、授業料自体は国立大学の授業料の標準額と同額です。しかし、本学に対する次期中期目標では、「技術系人材の教育には学生一人当たりのコストが相当かかることが見込まれ、国立大学並みの授業料水準は維持しつつも、教育・研究環境の充実を図るために教育設備負担金の徴収について検討する」としています。これは、検討内容によっては、次期中期計画が実施される来年度から6年の間に、学生に対し教育・研究環境をより一層充実させるために実質的な学費が値上げされるということに他なりません。

本学には学費による負担に苦しんでいる学生が多く存在します。現在の学費に加えて、教育設備負担金（以下、負担金）などを負担することは、そういった学生にとって非常に厳しいものです。実際、アンケートには「今でも授業料を払うのが厳しい」といった学生の声が寄せられました。また、負担金の設置については、資料にある通り、賛成の学生が10%、反対の学生が52%と、アンケート回答者の半数以上の学生が負担金の設置に反対していることがわかります。

公立大学である本学が、授業料自体の増額はもちろん、負担金の設置などの方法によって学費を増額することで、学ぶ意欲のある学生が高等教育を断念するといった事態は避けるべきです。

よって学生自治会は、要望項目1の実現を大学に求めます。

2. 授業料減免制度について [資料③]

ア) より多くの学生がこの制度を利用できるように、適用基準を緩和すること

前項にある通り、本学には学費の負担に苦しんでいる学生が多く存在しています。加えて、昨今の不況により経済的に困窮し、授業料減免制度を必要としている学生が増加していると考えられます。そのような学生にとって、授業料減免制度は非常に重要なものです。しかし、アンケートに寄せられた「授業料のためにアルバイトなどでお金を稼がなければならず、十分に学習の時間がとれない」といった学生の声からわかるように、経済的に困窮している学生は、本来優秀であっても、授業料を工面するために奔走し勉学の時間が確保できず、成績を高水準に保つことが難しい状況にあると考えられます。そのため、経済的に困窮しているにもかかわらず、現在の適用基準では授業料減免制度を適用されなくなるという悪循環が発生しています。

本学は「高度研究型大学」という理念を掲げています。しかし、授業料減免制度の成績基準によって、本来優秀な学生が埋没することは、この理念に矛盾していると学生自治会は考えます。また、2009年度における授業料減免制度の申請者の内、4割以上が成績基準によって不適合者とされており、その成績基準適合者の内、3割が収入基準によって不適合者とされています。現在本学は授業料減免制度のために設けている予算を4分の1程度しか執行していません。本学は経済的に困窮している学生を現状よりも多く救済するという姿勢を示しているにもかかわらず、現状としてその姿勢に見合った数の学生の負担を軽減していないように見受けられます。よって学生自治会は、要望項目2-ア)の実現を大学に求めます。

イ)具体的な適用基準の周知徹底を行うこと

現在、授業料減免制度の大まかな適用基準は大学公式ホームページにて公開されていますが、適用基準の詳細には触れられていないため、どのような学生に授業料減免制度が適用されるのかがわかりにくくなっています。実際、アンケートには「学業優秀とはどの程度なのか。やむを得ない事情とはどのような場合なのか。自分に当てはまるのか。全くわからない」「基準をはっきりしてほしい」といった学生の声が多数寄せられました。

授業料減免制度のより具体的な適用基準を学生に周知することで、授業料減免制度を適用される資格を有しているより多くの学生にとってこの制度が使いやすくなり、より多くの学生の負担を軽減することができると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目2-イ)の実現を大学に求めます。

3. 授業料徴収猶予の適用基準を緩和すること [資料④]

本学の授業料分割納入回数は2回となっているため、授業料減免制度を受けるほどではないが経済的に困窮している学生や授業料以外の大きな出費などの関係で授業料の納付が困難な学生にとって授業料徴収猶予という制度は重要なものです。実際、アンケートには「大学院の入学金の支払いと同じ時期に授業料の引き落としなどがあり、家計が厳しいときに融通がきかない」といった学生の声が寄せられました。しかし、その制度の適用基準が本学の授業料減免制度の所得基準と同じものであり、上記のような学生にとってその基準は厳しく、利用できないものとなっています。

授業料徴収猶予の適用基準を緩和することで、上記のような学生の、一度に多額な金銭を用意しなければならないという負担を軽減することができると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目3の実現を大学に求めます。

Ⅱ. 施設及び設備に関する要望

4. 施設及び設備の利用時間について [資料⑤]

ア) 図書館とオープンスペースを8時30分から開放すること

今年度から図書館の開放時間が平日休日ともに1時間ずつ延長され、以前と比べ、学生にとってよりよい学習環境になりました。しかし、アンケートには「1コマに間に合うように色々したいことがあるので、図書館を朝授業前に30分でいいので開館してほしい」「部活動後に利用しにくいので、1コマ前に開放されていたら便利だと思う」といった学生の声寄せられました。このことから多くの学生、とりわけ授業終了後のアルバイトや部活動で忙しい学生は、朝早く大学に来て授業で配布された資料やレポートの印刷を行いたいといった要望を抱えていることがうかがえます。

図書館やオープンスペースは学生が勉強する場所として重要な役割を果たしています。本学は高等教育機関として、それらの開放時間を可能な限り延長し、多くの学生がそれらをより便利に使用できる環境を整える責任があると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目4-ア)の実現を大学に求めます。

イ) A13棟・B3棟・B5棟をそこに設置されているパソコンを使用できるように、平日21時まで、休日9時～17時まで開放すること

本学には学生が使用できるパソコンがC5棟の他にA13棟・B3棟・B5棟にそれぞれ設置されていますが、C5棟以外の各棟は18時～19時半の間に施錠されてしまいます。しかし、アンケートに寄せられた「CAD・Linuxの使えるところを増やしてほしい。利用時間が短い」「B3棟に設置してあるパソコンでしかできない課題がある。B3棟の開放時間を増やしてほしい」といった学生の声からもわかるようにC5棟以外に設置してあるパソコンでしか使うことのできないソフトウェアも存在します。現状として、そういったソフトウェアを使用する学生の学習に必要な時間が確保されていません。また、アンケートには「パソコンの台数が足りない」といった学生の声が多数寄せられましたが、これは、授業終了後は各棟が閉鎖されてしまうことでパソコンを使用する学生がC5棟に集中するためであり、C5棟以外に設置されているパソコンの利用時間を延長することで、C5棟の混雑を緩和することができると考えられます。

本学は高等教育機関として、講義で与えられる課題に取り組む上で必要なソフトウェアの入っているパソコンを十分に使用することができるようにし、学生が十分に勉学に励むことのできる環境を整える責任があると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目4-イ)の実現を大学に求めます。

ウ)授業のある期間はりんくうキャンパスの図書室及び情報処理演習室の日曜日の開放時間を10時～17時にすること

現在、りんくうキャンパスの図書室と情報処理演習室は授業のある期間でも、日曜日には閉鎖されています。アンケートには「日曜も使えるとレポートなどができるため、図書室・情報処理演習室を日曜・祝日も開放してほしい」といった学生の声が寄せられました。このことから、りんくうキャンパスに所属している学生が、休日に図書室と情報処理演習室が閉鎖されているためにレポートの作成ができないといった不便を被っていることがうかがえます。加えて、りんくうキャンパス内には学生が勉学に集中できる場が少ないため、同キャンパスの図書室と情報処理演習室は獣医学科生にとって非常に貴重なものとなっています。

本学は、学生の自主的な学習を推奨している以上、学生が障害なく学ぶことができる環境を整える責任があると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目4-ウ)の実現を大学に求めます。

5. 空間分煙による学内分煙化を進めること [資料⑥]

昨年度要望書公開回答にて、本学が将来的には学内全面禁煙化を進めていくことが明らかになりましたが、これは喫煙者への配慮がなされているとは言い難い決定です。また、すでに全面禁煙を実施している他大学の事例から、学内を全面禁煙化することによって、喫煙者は大学周辺の路上で喫煙することが予想されます。大学周辺での喫煙が増加することにより、副流煙による悪影響を阻止できないだけでなく、大学近隣の地域に迷惑をかけることが懸念されます。

アンケート実施結果では、分煙化を望んでいる学生と全面禁煙を望んでいる学生はほぼ同程度と言えます。分煙化を望む学生のほとんどは「分煙と書いたが、私はたばこの煙は吸いたくない。しかし、どうしても吸いたい人はいると思うので喫煙ルームを作って分煙化を図ったほうが良いのではないか」「喫煙による健康への影響もあるだろうが、喫煙者を迫害するような全面禁煙は望まない」といった、副流煙による害がなければ双方にストレスのない分煙化が望ましいという意見を抱いていました。また、全面禁煙化を望む学生からは「煙草の煙をあびたくない」「副流煙が辛い」といった声が寄せられました。全面禁煙化を望む学生の多くは副流煙による害を心配しており、これは空間分煙を徹底することで解決されると考えられます。

本学には喫煙者と非喫煙者が共存しており、学生全員がより快適に過ごすためには、前者の喫煙する権利と後者の煙を避ける権利の両方を尊重することが不可欠であると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目5の実現を大学に求めます。

6. 構内の老朽化が激しく危険な箇所及び破損部分を早急に修繕すること [資料⑦]

本学は現在、学内整備を進めていますが、その整備部分の他にガラス、柱のひび割れや道路の凹凸など危険な箇所が存在します。また、学舎の老朽化に伴い、その付属備品や設備にも破損や老朽化したものがあります。学生をはじめとする大学関係者の安全の確保、ひいてはより快適な環境の実現のために、これらの早急な修繕が必要であると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目6の実現を大学に求めます。

Ⅲ. 講義及び履修に関する要望

7. 学生の学びたい講義を学べる機会を確保すること [資料⑧]

本学は共通教育科目のうち、ほとんどの講義については5年前から抽選制度を適用しています。本学は共通教育科目の定員を増やすなどの方法により、申請した科目の全てに落ちる可能性があるという弊害を軽減してきましたが、アンケートに寄せられた「取りたい授業を抽選で落とされたという理由で受けられないのはおかしいと思う」といった学生の声にあるように、自分の学びたい講義を学ぶ機会を失うことに繋がるという弊害が無くなったわけではありません。

私たち学生には学びたい講義を学ぶ権利があります。本学は、高等教育機関としてその権利を保障すべきであると学生自治会は考えます。また、共通教育科目といった幅広い学問を学ぶ上で重要な科目の受講が制限されることは、幅広い知識を持った人材の育成に悪影響を及ぼします。これは、本学が掲げる「高度研究型大学」という理念の中の「学士課程では、充実した教養教育と専門基礎教育によって人間力のある学士を育てて社会に輩出する」という部分の実現を困難にすると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目7の実現を大学に求めます。

8. シラバスを充実させること

本学は「受講申請期間が短いため、自分の学びたい講義を選ぶことができない」という学生の声に対して、「受講申請期間に実際に受講した上で履修する講義を選定するのではなく、シラバスを参考に選定してほしい」としていました。しかし、現状としてそのシラバスが実際の講義内容と食い違っている場合や、シラバスを読んだだけでは実際にどのような講義であるかがイメージしづらい場合があります。そのような場合がある限り、シラバスは履修する講義を決定する手助けになるという目的を達成できないと学生自治会は考えます。加えて、初回の講義は、そのガイダンスのみにとどまることが多いため、初回の講義に学生が出席したとしても、手に入る情報は、履修する講義を決定するためには不十分です。そのため学生は、自分の学びたい講義を吟味することも、講義内容を把握することもできないまま履修する講義を決めざるを得ません。実際、アンケートには「シラバスなどをもっと詳しく作ってほしい」「ネットに掲載されているシラバスの更新が遅い」といった学生の声が寄せられました。

また、アンケートには「1回目の授業ではイントロしか話さないの、あまり授業スタイルがわからないため、受講申請期間をもっと長くしてほしい」といった学生の声が多く寄せられました。先述の通り、学生はシラバスと初回の講義で得られる情報だけでは、履修する講義を決めかねています。そのため、受講申請期間を延長し、複数回講義を受講したうえで履修する講義を決定することを学生は望んでいることが、上記のような学生の声からわかります。しかしこれは、履修する講義を選定するために十分な情報が掲載されているシラバスを、受講申請期間の前に読むことで、学生は自分の学びたい講義を吟味でき、解決されうると学生自治会は考えます。

本学が講義の選定において、シラバスの利用を推奨しているにもかかわらず、そのシラバスに十分な情報が掲載されていないことは、学生の学びたい講義の選定を阻害すると学生自治会は考えます。本学は学生の声を真摯に受け止め、シラバスの改善に努めるべきです。

よって学生自治会は、要望項目8の実現を大学に求めます。

IV. 情報公開及び大学運営に関する要望

9. 学生に向けて大学内の検討事項に関する情報を迅速かつ詳細に公開すること

本学は大学改革を計画しており、その改革の目標を達成するためにも大学の重要な構成員である学生の意見を大学運営に反映させることの重要性はより高まっています。しかし近年、本学は大学内の検討事項、特に今回の大学改革や府大池周辺の整備事業などについて、決定事項を半ば学生に押し付ける形で進めています。本学は月に1度学生センターと学生団体との話し合いの場を設けてはいますが、それだけでは学生が大学内の検討事項についての情報を、事前に迅速かつ詳細に得ることは困難です。そのため、それら検討事項について意見を発しにくい状況にあります。実際、本学の情報公開に関する現状についてアンケートには「景観を良くするためのプランは、学生に多大な影響を与えるにも関わらず十分な説明が無いことに大変不快かつ憤りを覚える」「府大の改革について知事にしても学長にしても説明が不十分。学生に対する説明責任を果たしていない」「特に大学改革はこれから大きく関わっていくことだから学生として大学に在籍している以上しっかり知っていたい」といった学生の声が寄せられました。

大学内の検討事項に関する迅速かつ詳細な情報公開は学生が大学運営などについて積極的に意見を発するための重要な土台となります。大学公式ホームページや掲示板を用いる、意見交換会や説明会を開くなどの方法によって、大学の重要な構成員である学生に、大学内の検討事項が決定される前に、迅速かつ詳細に情報を公開するべきであると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目9の実現を大学に求めます。

10. 本学の学生に関わる検討事項は学生の意見を取り入れたうえでその意思決定を行うこと

前項にある通り、学生が事前に大学内の検討事項に関する情報を得にくいため、それらに対して意見を発することが難しく、学生がその意思決定に関わりにくい状況にあります。加えて、本学は学生の意見をその意思決定に積極的に取り入れようとする姿勢があまり見受けられません。アンケートに寄せられた「改造部室やB7棟の取り壊し等の一方的に伝えられるだけで、学生側の意見を聞き入れてもらえないのは納得がいかない」「話し合いの段階でまだ決定していないことについて、混乱を避けるために明言していないはずだが、まだ変更の余地があるうちに学生が関わることができなければならないと思う」といった学生の声にあるように、大学の意思決定に関わることでできない現状に不満を抱いている学生は少なくありません。

学生が大学の重要な構成員である以上、大学内の検討事項について意見を発し、その意思決定に関わることでできる環境を整えるべきです。学生の意見も広く大学運営に取り入れることで、本当の意味でより魅力ある大学にすることができると学生自治会は考えます。

よって学生自治会は、要望項目10の実現を大学に求めます。